

令和7年度の医療救護体制等に関する予算のポイント

災害医療救護体制整備事業費

184,609千円 (152,893千円)
[R6:667,984千円 (269,135千円)]

「能登半島地震」の状況を踏まえて、「南海トラフ地震」に備えるため、外部からの支援が受けられるまでの間、自らの力で医療継続できる体制整備の強化を図ります。

拡

■主な実施内容：

①災害時医療従事者等研修事業の拡充：6,621千円 (6,621千円) ← A 医療機関の機能不全

DMAT（災害派遣医療チーム）研修会の開催（R6:2回→R7:3回）

拡

②災害医療救護体制強化事業等補助金：67,793千円 (67,793千円) ← A 医療機関の機能不全

医療機関等が行う設備・備品整備やBCPの策定などの取組支援に加え、県内の医療救護体制の底上げを図るため、

災害時に県内で活動を行うローカルDMAT活動に必要な資機材整備について新たに経費を補助

・補助先：ローカルDMATチーム（県内の活動に特化した災害派遣医療チーム）を保有する医療機関

・補助率（補助上限額）：1/2（800千円）

新

③検診車両改修工事請負費：2,000千円 (2,000千円) ← C 医療機能を補完する機器の活躍

幡多地域にある乳がん検診車（高知県総合保健協会所有）を臨時医療施設（医療コンテナの代替機能）として活用できるように改修 * 災害時に孤立が想定される医療圏域における医療救護活動を想定

能登半島地震の状況

A 医療機関の機能不全

B 受援体制の整備が不十分

C 医療機能を補完する機器の活躍

D 断水の長期化（病院）

【参考：予算を伴わない取組の強化】

①保健活動の受援体制の強化 ← B 受援体制の整備が不十分

○初動対応や応援職員の受入体制（役割分担の明確化など）について、県・市町村の体制の見直しと保健活動マニュアルの改定

* 幡多福祉保健所（R6改定）、その他福祉保健所（R7改定）

②航空搬送拠点臨時医療施設（SCU※）の運営方針の見直し及び孤立地域を想定した医療体制の強化 ← A 医療機関の機能不全

※大規模災害発生時の臨時的医療施設（傷病者を被災地外の災害拠点病院などに空路で搬送する際の中継拠点）

○国の「SCUの体制整備」の方向性及び動向に基づく見直し

検討事項：病院併設型SCUへの見直し（現行：医療機関に未併設の防災拠点(2箇所)→検討案：医療機関併設）

運用病床数の見直し（現行：20床→検討案：災害時の医療提供体制等について再検討）

○孤立が懸念される地域を想定した検討

検討事項：SCU以外の新たな医療支援拠点の設置及び運用方法（設置市町村、資機材及び規模等）

③医療機関における水の確保（飲食用以外※飲用水は備蓄済） ← D 断水の長期化（病院）

○医療活動が継続できる体制や運用の再考 ※避難所などの重要施設に接続する水道管路の耐震適合率50%(全国7位)

検討事項：医療機関に対する優先的な水の供給方法（給水車などの活用）

医療機関又は市町村における可搬式浄水設備の整備（重要性の周知や補助金の活用加速）

* 第81回南海トラフ地震対策推進本部会 資料「令和6年能登半島地震の調査・分析結果（要約）について」IV-（2）を参照